

ツリーバンク事業について

公園緑地部計画課緑化推進担当

I. 背景

気候変動や感染症の流行を契機に、人々の価値観や都市の機能は変化し、自然環境と都市機能の調和が一層求められている。こうした状況を踏まえ、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年7月に始動した。

「東京グリーンビズ」は、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」観点からこれまでの緑に関する取組を強化している。その中の「まもる」観点での取組の一つとして、令和6年（2024年）1月より「ツリーバンク」の運用を開始した。

II. ツリーバンクとは

（1）概要

ツリーバンクは、公園で育ち、親しまれてきた樹木を残す新たな仕組みとして、移植が必要な樹木を受入・保管し、新たな公園等の整備で活用する取組であり、公園等で育ち、親しまれてきた樹木を新たな場所へ移植することで、後世へと引き継いでいくものである。

具体的には、都立公園（建設局）及び海上公園（港湾局）の整備で移植が必要な樹木を一時的に受入・保管し、都立公園のバリアフリー化等の機能更新や海上公園の整備で活用するほか、区市町村立公園の整備や都市開発諸制度等を適用する案件においても、ツリーバンクの樹木の活用を検討するとしている。

また、移植の際には必要に応じて樹木医等の専門家の意見を聴取して行くこととしている。



出展：東京の緑の取組み ver. 2

（TOKYO GREEN BIZ）令和6（2024）年1月発行

P17 より抜粋

(2) 取組内容

①受入樹木の条件

ツリーバンクに受入れる樹木の条件として以下を規定している。

- ・道路法に基づく車両の一般制限値以内の車両で運搬可能なもの
(一般的制限値：全長12m、高さ3.8m、幅2.5m、積載幅3.0m)
- ・移植に適した樹勢のもの
- ・病虫害におかされていないもの

なお、保管期間は原則として受入後3年以内としている。また、受入に必要な工事は事業者の費用負担のうえ実施する。

③受入場所

令和6年1月の運用開始以降は、神代植物公園の用地で受入を行っている。

③受入後の対応

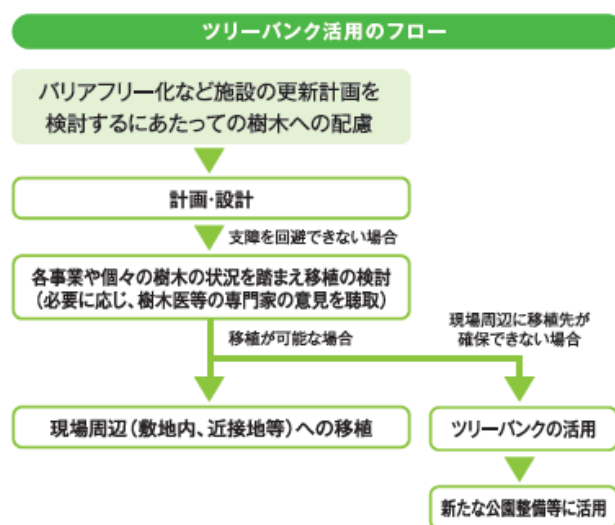
保管期間中の樹木の管理は都が実施する。

受入樹木は区市町村立公園の整備や民間事業者による緑地整備への活用も促進するため、樹種、寸法（樹高、幹周）等の情報を建設局のホームページに掲載している。

なお、区市町村立公園の整備や民間事業者による緑地整備へ払出す樹木は有償（樹木により価格は異なる）になり、払出しに必要な工事・運搬は各事業者が費用負担のうえ実施する。また、第三者への転売や個人への払い出しは行えない。

④令和6年度末の状況

令和7年（2025年）3月末現在、4本の樹木がツリーバンクで保管されている。このうち、イロハモミジ1本においては令和7年度中の払出を予定している。



出展：東京の緑の取組み ver. 3

2 (TOKYO GREEN BIZ) 令和7（2025）年1月発行

P14 より抜粋